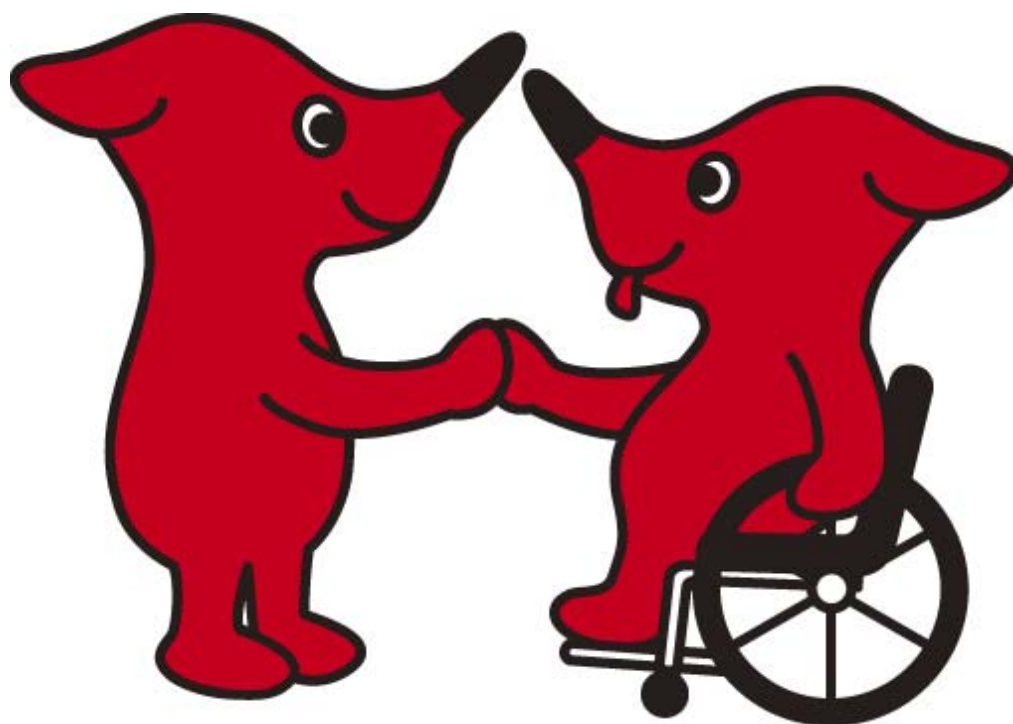


『駆け抜けた1000日 障害者条例3年の軌跡』

障害のある人もない人も共に暮らしやすい
千葉県づくり条例 3年間の成果集



チーバくん

平成22年11月

千葉県

はじめに

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、平成 19 年 7 月 1 日から施行されました。

この条例は、障害のある人への差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めることを目的とした、日本で初めての条例です。障害のある人とない人がお互いに理解を深め、協力しあいながら、障害に対する誤解や偏見を解消し、障害の有無にかかわらず、共に生きる社会を築いていこうというものです。

これまでに全く前例のない新しい仕組みを定めるものであったことから、条例制定時には、各方面の皆様から様々な御意見をいただき、制定までには紆余曲折がありました。条例が施行されてからは、県民の皆様の御協力により、着々と条例の取組みが進んでいます。

条例施行後 3 年が経過しましたが、本資料は、この 3 年間の条例の取組成果をまとめたものです。

条例の相談窓口に寄せられた相談は、この 3 年間で約 800 件にのぼります。相談に当たった広域専門指導員や地域相談員は、これら一つ一つの事案について、当事者の間に入り、双方の理解を深めながら解決に当たってきました。

また、社会の制度や慣習が背景にある課題については、その解決に向けた議論や取組みを重ね、様々な成果を挙げてきました。

もちろん、これらの成果で十分ということではありません。誰もが暮らしやすい社会づくりは、まだその一歩を踏み出したところであり、これからの取組みこそが、その真価を問われるものと言っていいでしょう。

今後とも、障害のある人に対する理解を広げるための取組みを通じて、誰もが暮らしやすい千葉県づくりを進めてまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 11 月

千葉県健康福祉部長 戸谷 久子

目 次

1	条例の仕組み	2
2	相談活動の状況	3
	(1) 相談体制及び相談の概況	3
	(2) 相談件数等の状況	3
	(3) 相談活動事例	7
3	障害のある人の相談に関する調整委員会	9
4	推進会議の取組み	11
	(1) 推進会議の設置	11
	(2) 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の策定	13
	(3) 車いすマークの駐車場の利用マナーの啓発	14
	(4) 身体障害者補助犬に対する理解の推進	14
	(5) 視覚障害のある人が銀行を利用しやすくするための取組み	15
	(6) 障害のある人が使いやすいトイレの設置推進	16
	(7) 障害のある人に対する不動産の賃貸拒否の問題解決に向けた検討	17
5	障害のある人へのやさしい取組みの応援	19
6	施策提案型事業	20
7	啓発活動	24
8	千葉県から全国へ	29
	(1) 自治体の動き	29
	(2) 国の動き	29
9	今後の課題	30
	(1) 地域における相談支援体制の充実	30
	(2) 「推進会議」による取組みの実践	30
	(3) 継続的な条例の周知活動	30
	(4) 障害のある人への理解を広げる活動の推進	30
コラム		
1	障害のある人の権利が守られる地域づくりを目指して 市川圏域担当広域専門指導員 白川洋子	9
2	壮大な目標に向けた第一歩 ～私の願う理想の社会の実現のために～ 社会福祉法人愛光専務理事 高梨憲司	18
3	少し勇気を出して里山に登ってみる・・・ 千葉県医師会副会長 土橋正彦	24
4	障害者の条例と生物多様性 毎日新聞論説委員 野沢和弘	28
参考資料		
	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	32

1 条例の仕組み

この条例では、①障害のある人に障害を理由として他の人と異なる不利益な取扱いをしないこと、及び、②障害のある人の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消することを、県民共通の目標（なくすべき「差別」）として具体的に掲げるとともに、こうした差別をなくすための3つの仕組みを定めている。

① 個別事案解決の仕組み

障害のある人の暮らしの中での差別に関わる様々な問題について、身近な相談役である地域相談員及び専門職である広域専門指導員が相談に応じるとともに、県に「障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置し、助言・あっせんを行うなどにより、事案の解決を図る。

② 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

障害のある人に対する差別には、社会の制度や習慣等が背景にあつて、個別の相談では抜本的な解決が困難な課題もある。これらの課題の解決に向けた方策を議論し実践する場として「推進会議」を設置する。企業や団体、障害のある人など様々な関係者が参加し、官民協働で取り組んでいく。

③ 障害のある人へのやさしい取組みを応援する仕組み

障害のある人にとって暮らしやすい社会を実現していくためには、障害のある人に対する理解者を増やしていくことが大切である。障害のある人へのやさしい取組みを実践している事業主や、団体、個人等の取組みを広く県民に紹介するなど、障害のある人の理解を広げるために頑張っている人々を応援する。



2 相談活動の状況

(1) 相談体制及び相談の概況

県の健康福祉センターや障害者相談センター等 16 箇所に相談窓口を設け、広域専門指導員 16 人を配置するとともに、600 人を超える地域相談員を委託し、県民から障害者差別等に関する相談に応じている。

地域相談員に寄せられた相談は、所管の広域専門指導員に連絡され、広域専門指導員が地域内の相談活動を統括している。事案の調査及び調整活動は、広域専門指導員と地域相談員が連携して行い、事案の解決に努めている。

相談窓口では、電話、FAX、電子メール及び面談により相談を受け付けている。受付時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日、振替休日、年末年始の休日を除く）である。

相談内容は、障害のある人が差別を受けたと感じたり、理不尽でつらい思いをした事案などであるが、障害のある人が生活上の悩みや生きづらさを訴えるものもある。いずれも、どうしてよいか分からず、困り果てて相談されることも多い。



<電話で相談を受ける広域専門指導員>

広域専門指導員や地域相談員は、まずじっくりと相談者の話を傾聴して主訴を把握し、訴えの背景に差別の問題がないかどうか注意深く聴取する。そして、相談者の意向を確認した上で、差別をしたとされる相手方からも十分事情を確認し、解決に向けた知恵を絞り、相談者と相手方との理解を深めながら繰り返し調整を行い、事案の解決を図っている。

(2) 相談件数等の状況

平成19年7月から22年3月までに受け付けた差別に関する相談は791件であり、それに対して活動した回数は延べ8,763回であった（1件あたり平均11.1回）。

相談件数を整理すると、以下のとおりである。

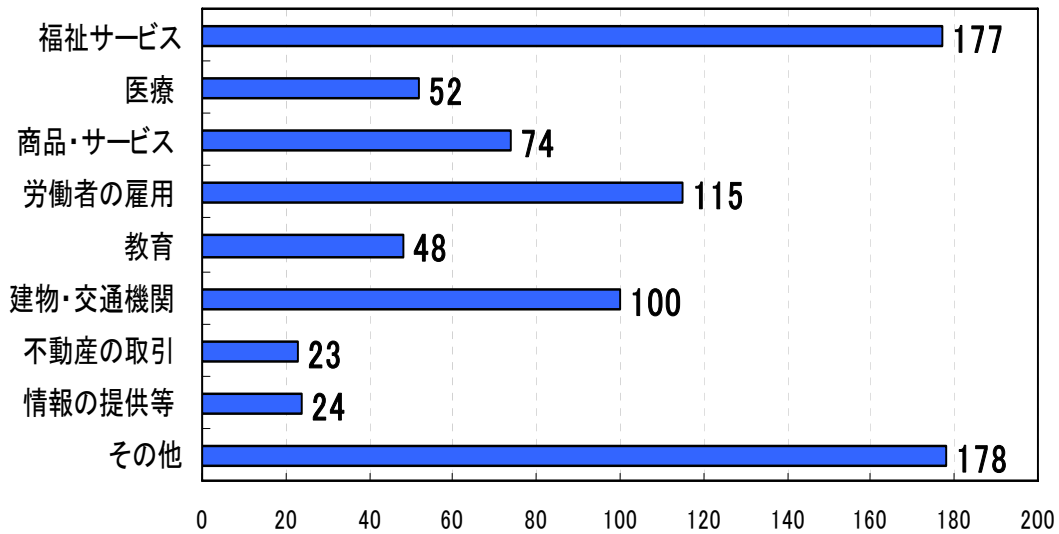
① 分野別

791件について、条例第2条第2項各号に規定している差別の分野別に整理したところ、グラフ1に示したとおり、「福祉サービス」が177件（22.4%）と最も多く、次いで「労働者の雇用」115件（14.5%）、「建物・交通機関」100件（12.6%）であった。

また、「その他」178件（22.5%）の中には、虐待が疑われる相談や、隣人や家族による差別的な言動を受けたといった相談が含まれている。

グラフ1 相談分野別相談件数

(件)

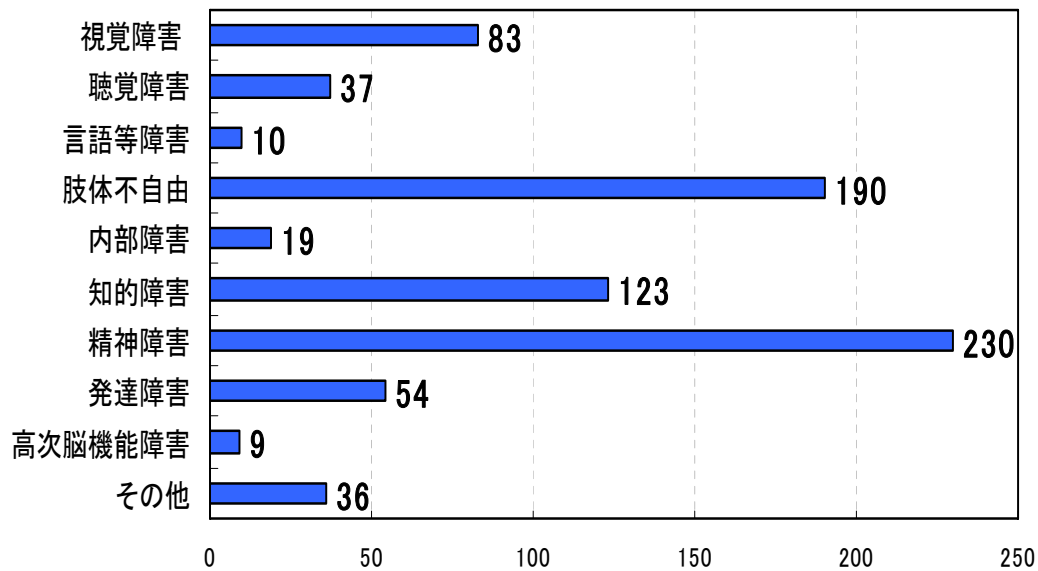


② 障害種別

次に、障害種別に分類すると、グラフ2に示したとおり、「精神障害」のある方が230件(29.1%)と最も多く、次いで「肢体不自由」の身体障害のある方190件(24.0%)、「知的障害」のある方123件(15.5%)であった。

グラフ2 障害種別相談件数

(件)

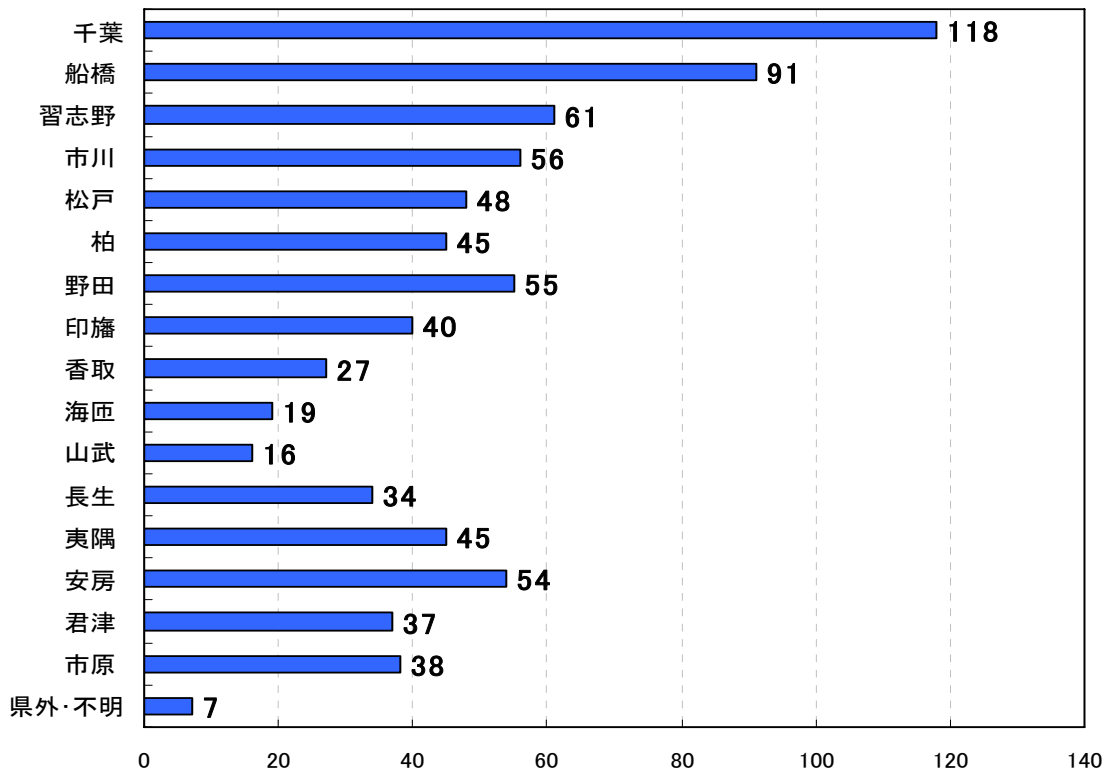


③ 障害保健福祉圏域別

障害保健福祉圏域別では、グラフ3に示したとおり、「千葉圏域」118件、「船橋圏域」91件、「習志野圏域」61件の順に多くなっている。

グラフ3 障害保健福祉圏域別相談件数

(件)



④ 障害種別と相談分野の関係

表1は、障害種別と相談分野別の2要素を軸に相談件数を集計したものである。この表から、障害種別と相談分野の関連性を見ると、福祉サービスや雇用については障害の種別を問わず、相談が寄せられていることがわかる。

身体障害のある方については、視覚障害のある方は、建物・交通機関(20件)、商品・サービス(19件)が多い。聴覚障害のある方は、雇用(13件)が最も多い。肢体不自由の方は、建物・交通機関(56件)が最も多く、次いで福祉サービス(44件)、雇用(26件)が多い。内部障害のある方は、福祉サービス(5件)が多い。

知的障害のある方については、福祉サービス(36件)が最も多く、次いで雇用(18件)が多くなっている。

また、精神障害のある方については、福祉サービス(51件)が最も多く、次いで雇用(36件)、医療(27件)が多くなっている。発達障害のある方については、教育(21件)が最も多くなっている。

相談件数が少ない不動産取引については精神障害のある方、情報の提供については視覚障害のある方が、それぞれ全体の過半数を占め、多くなっている。

なお、いずれの相談分野にも分類できないその他の分野では、精神障害のある方や知的障害のある方からの相談が多く、虐待が疑われる相談や、家族や隣人が障害を理解してくれない、差別的な言動を受けたという相談が多いことが特徴となっている。

表1 障害種別と相談分野との関係

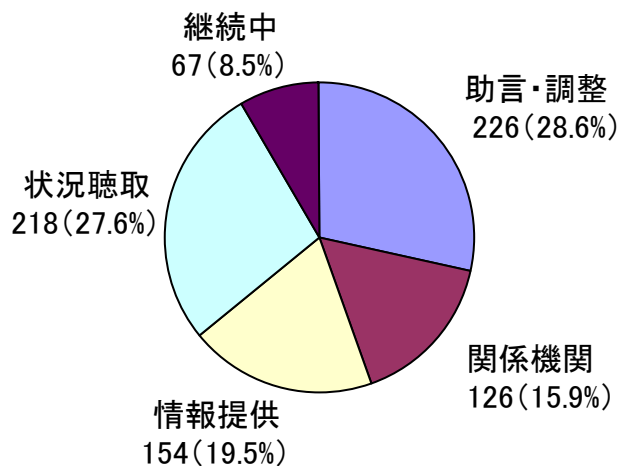
	福祉	医療	商品・サービス	雇用	教育	建物・交通機関	不動産取引	情報の提供	その他	計
視覚障害	15	6	19	1		20	2	13	7	83
聴覚障害	6		4	13	3	3		5	3	37
言語等障害	1		2	3	1			1	2	10
肢体不自由	44	9	22	26	7	56	4	1	21	190
内部障害	5	1	3	4	1	4			1	19
(身体小計)	(71)	(16)	(50)	(47)	(12)	(83)	(6)	(20)	(34)	(339)
知的障害	36	2	9	18	9	4	3	2	40	123
精神障害	51	27	14	36	2	9	12	2	77	230
発達障害	11	2		5	21	1			14	54
高次脳機能障害	1			5					3	9
その他・不明	7	5	1	4	4	3	2		10	36
計	177	52	74	115	48	100	23	24	178	791

⑤ 相談活動態様別

グラフ4は、差別に関する相談791件について、相談活動の態様別に分類し、その件数を整理したものである（平成22年3月31日現在）。

791件のうち、724件（92.0%）が終結している。助言・調整により終結しているものが226件（28.6%）と最も多く、次いで状況聴取で終結したものが218件（27.6%）、情報提供で終結したものの154件（19.5%）、関係機関につなげて終結したものが126件（15.9%）の順に多くなっている。

グラフ4 相談態様別件数(単位:件、%)



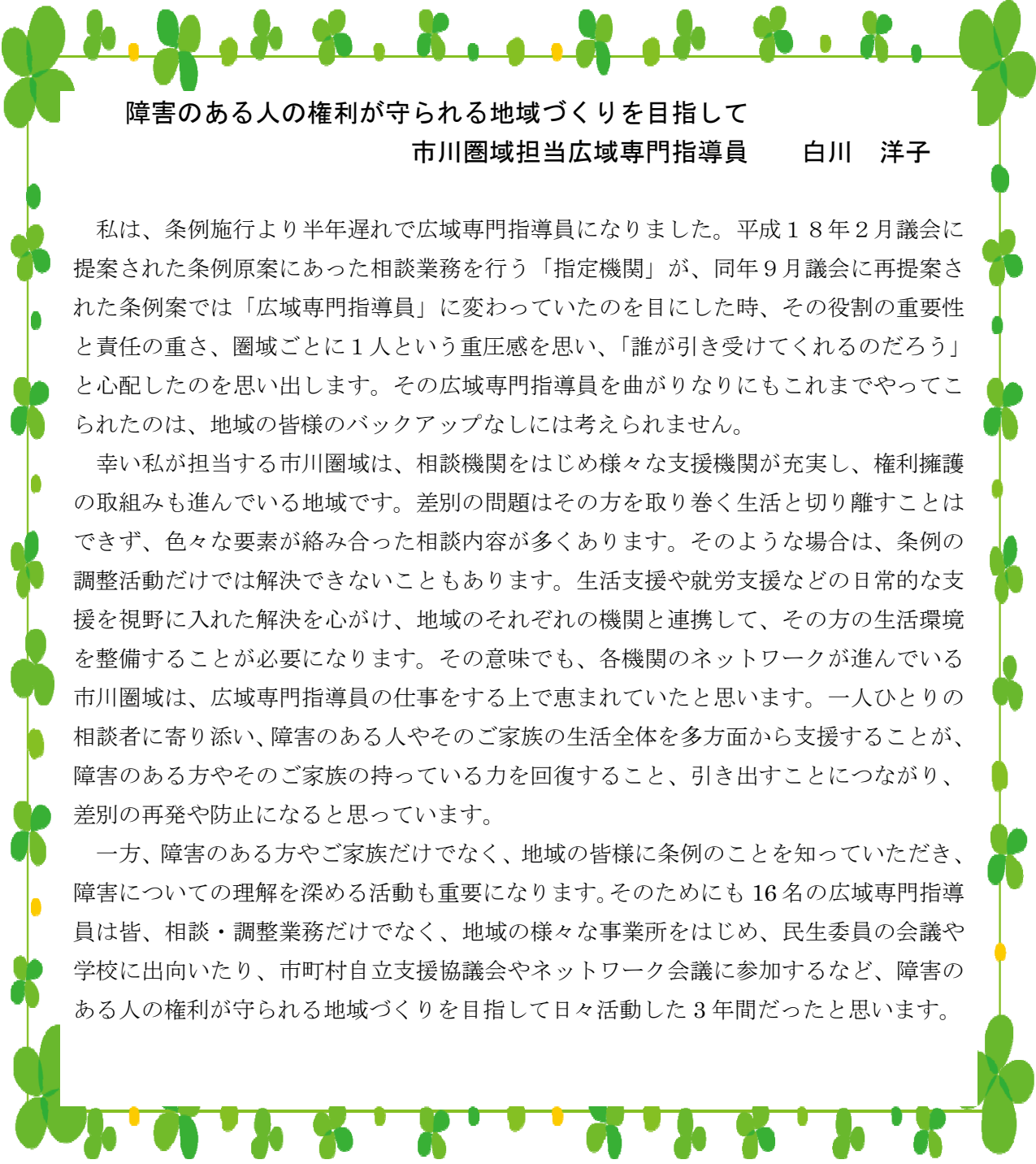
(3) 相談活動事例

寄せられた相談活動事例を分野別に分類し例示すると、表2のとおりである。

表2 分野別相談事例

相談分野	概要
福祉サービス	<p>市立保育園に通園していた子どもが、発達に遅れがあることを指摘され、そのため、これまで受けていた時間外保育の利用ができなくなると言われた。障害を理由に保育時間が短くなることは納得できないとの相談。</p> <p>市に事情を確認したところ、障害児は専門的な保育指導を必要とするため日中保育士が1名加配されるが、時間外保育にはその加配がなく職員が手薄になるため、安全面を考慮して障害児の時間外保育を基本的に認めていないということだった。しかし、本件では説明が不十分だったとし、市と保護者の間で話し合いをし、その結果、可能な範囲で時間外保育を受けられることとなった。</p>
医療	<p>精神障害のある人が救急当番病院を受診した際、障害があることを伝えたら、医師や看護師の態度が一変し、差別的な発言や対応を受けたとの相談。</p> <p>病院に事情を確認したところ、病院は「差別的発言や対応はしていないが、対応を見直したい」として、広域専門指導員を交えて全職員を対象とした障害への理解を深めるための勉強会を行った。</p>
商品及びサービスの提供	<p>聴覚障害のある人が、旅行会社にツアーの申し込みをしようとしたところ、ツアーの参加を断られたという相談。</p> <p>旅行会社に事情を確認したところ、当該ツアーは日程が過密であり現地の状況を考慮した結果、添乗員1人では相談者の安全確保のための十分な配慮を行うことが難しいと判断しお断りしたが、行程内容が異なれば参加は可能とのことだった。相談者は完全には納得しなかったが、会社の考えに理解を示し終結となった。</p>
労働者の雇用	<p>知的障害のある20代の子どもが職場の配置転換により軽作業しか任されなくなり嫌がらせではないかという母からの相談。</p> <p>職場を訪問し事情を確認したところ、スピードと正確さを要求される仕事に本人がついていけなかったことがわかった。会社と本人の間で本人が長く働き続けられるようにすることを前提に話し合い、就労支援機関が本人と会社の支援に関わることになった。</p>
教育	<p>発達障害のある中学生の子どもが、クラスの他の生徒が障害を理解してくれず学校に行きたがらないので、学校で適切な配慮をしてほしいという母からの相談。</p> <p>広域専門指導員が学校と話し合い、学校の要請を受け福祉授業で障害のある人への理解と協力の大切さを生徒に伝えた。また、教職員が</p>

	<p>発達障害についての勉強会を開き理解を深め、障害当事者への配慮について意見交換を行った。</p>
<p>建物等及び公共交通機関</p>	<p>視覚障害のある人がよく使う道について、道幅が狭くでこぼこして足や杖が引っかかることがある、また、歩道に民家の庭木が覆いかぶさるように迫り出しているため歩きにくいとの相談。</p> <p>現地確認を行い、当該道路を管轄する県の地域整備センターに事情を伝えた。地域整備センターでも現地確認を行い、数箇所の道路補修工事が行われ、歩道に迫り出している庭木も剪定され、相談者も満足し終結となった。</p> <p>電動車いすの人が、バスの運転手から「危ないので一人で乗車しないで」と言われたとの相談。</p> <p>会社に事情を確認した結果、会社が運転手に注意するとともに、営業所長がバス利用に関する要望を聴き、全運転手に対して障害者対応の研修を行うことになった。</p>
<p>不動産の取引</p>	<p>肢体不自由の人が借家を探しているが、障害を理由に入居を断られるとの相談。</p> <p>広域専門指導員が市と連携し、転居先確保の支援を行った。その結果、借家に入居することができ、今後の生活支援も関係機関が関わることとなった。</p>
<p>情報の提供等</p>	<p>県知事選挙の政見放送に手話通訳も字幕も付いていないのは差別ではないかとの相談。</p> <p>県選挙管理委員会に確認したところ、公職選挙法並びに政見放送及び経歴放送実施規程により、認められていないとのことだった。県選挙管理委員会から相談者に直接回答した。</p> <p>(この問題に関しては、県から国に対して、政見放送は、衆議院(小選挙区選出)議員選挙で認められている収録ビデオの持ち込み方式に統一し、手話通訳や字幕を付けるようにすることを要望した。)</p>
<p>その他</p>	<p>長兄家族と同居している知的障害のある次兄が、日常的に長兄から暴言・暴力を受け、食事も分けてもらえず、相談者である妹宅に逃げてきた。相談者も次兄と同居し続けることは難しいため、できるだけ早く次兄の居場所を考えたいとの相談。</p> <p>広域専門指導員が関係者会議を開催し、障害当事者は一時的に施設に入所した。長兄も時に声を荒げるなど行き過ぎた点があったことを認め、弟の今後の生活支援を一緒に考えていくことに同意した。療育手帳や障害年金の手続きを取り、授産施設へ入所することになった。</p>



障害のある人の権利が守られる地域づくりを目指して

市川圏域担当広域専門指導員 白川 洋子

私は、条例施行より半年遅れで広域専門指導員になりました。平成18年2月議会に提案された条例原案にあった相談業務を行う「指定機関」が、同年9月議会に再提案された条例案では「広域専門指導員」に変わっていたのを目にした時、その役割の重要性和責任の重さ、圏域ごとに1人という重圧感を思い、「誰が引き受けてくれるのだろう」と心配したのを思い出します。その広域専門指導員を曲がりなりにもこれまでやってこられたのは、地域の皆様のバックアップなしには考えられません。

幸い私が担当する市川圏域は、相談機関をはじめ様々な支援機関が充実し、権利擁護の取り組みも進んでいる地域です。差別の問題はその方を取り巻く生活と切り離すことはできず、色々な要素が絡み合った相談内容が多くあります。そのような場合は、条例の調整活動だけでは解決できないこともあります。生活支援や就労支援などの日常的な支援を視野に入れた解決を心がけ、地域のそれぞれの機関と連携して、その方の生活環境を整備することが必要になります。その意味でも、各機関のネットワークが進んでいる市川圏域は、広域専門指導員の仕事をする上で恵まれていたと思います。一人ひとりの相談者に寄り添い、障害のある人やそのご家族の生活全体を多方面から支援することが、障害のある方やそのご家族の持っている力を回復すること、引き出すことにつながり、差別の再発や防止になると思っています。

一方、障害のある方やご家族だけでなく、地域の皆様に条例のことを知っていただき、障害についての理解を深める活動も重要になります。そのためにも16名の広域専門指導員は皆、相談・調整業務だけでなく、地域の様々な事業所をはじめ、民生委員の会議や学校に出向いたり、市町村自立支援協議会やネットワーク会議に参加するなど、障害のある人の権利が守られる地域づくりを目指して日々活動した3年間だったと思います。

3 障害のある人の相談に関する調整委員会

障害のある人の相談に関する調整委員会（以下、「調整委員会」という）は、知事の附属機関であり、次ページの表3のとおり、障害のある人8人、県議会議員3人、各分野について専門的な知識を有する者9人の合計20人で構成されている。

知事への申立てのあった事案に対する助言及びあつせん、知事に対する差別解消のための勧告の建議、広域専門指導員の委嘱に際しての意見具申等を行うこととされている。

調整委員会は、おおむね四半期ごとに開催され、これまでに 16 回開催されているが、助言・あっせんを行った事案はない。

また、調整委員会では、実際の事案の中から、制度や慣習、慣行等が背景にあり、頻繁に行われている差別に係る問題及び多くの県民参加のもとに差別の解消に向けて話し合うのに適当な課題について、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」（以下、「推進会議」という。）に課題を投げかけ、推進会議において取り組んでいる。

表 3 「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」委員名簿

平成 22 年 9 月 1 日現在

分 野		委員氏名	役 職 名
① 障害のある人	身体障害	視覚障害	高梨 憲司 (福) 愛光専務理事／視覚障害者支援事業部長
		聴覚障害	植野 圭哉 (福) 千葉県聴覚障害者協会理事長
		肢体不自由	神林 保夫 (福) 千葉県身体障害者福祉協会理事長
	知的障害	田上 昌宏	千葉県手をつなぐ育成会会長
	精神障害	横山 典子	(NPO) びあ・さぼ千葉理事長
		中山 秀雄	千葉県精神障害者家族会連合会常任理事
	発達障害	古屋 道夫	千葉県自閉症協会理事
	高次脳機能障害	角田 義規	ちば高次脳機能障害者と家族の会世話人
②県議会議員		石橋 清孝	自由民主党 (東金市)
		堀江 はつ	民主党 (船橋市)
		塚定 良治	公明党 (市原市)
③ 専門的知識を有する者	福祉の分野	早坂裕実子	(福) まつど育成会 法人統轄施設長
		平山 隆	(福) 彩会理事長
	医療の分野	土橋 正彦	千葉県医師会副会長
	教育の分野	佐々木民義	千葉県小学校長会事務局長 (元 船橋市立船橋小学校長)
		林 トシ子	淑徳大学非常勤講師 (元 千葉県立千葉聾学校長)
	雇用の分野	石井 明彦	(株) 舞浜コーポレーション
		碓井 弘美	(有) クリーンネットワーク・朝 代表取締役
	法律の分野	藤岡 隆夫	弁護士 (藤岡・合間法律事務所)
学識経験者	佐藤 彰一	法政大学大学院法務研究科教授	

4 推進会議の取組み

(1) 推進会議の設置

障害のある人から寄せられる差別事案の中には、社会の制度や慣習が背景にあって構造的に繰り返されているものがある。

誰もが暮らしやすい地域社会づくりを進めるためには、このような課題について、行政と民間が連携しながら、皆で知恵を絞って解決策を見出し、多くの県民参加のもとに取り組んでいく必要がある。



<第3回推進会議(H21.11)であいさつする森田知事>

そこで、条例では、これらの課題を議論し、解決に向けた取組みを進めるための場として推進会議を置くこととしており、平成20年3月に設置した。

推進会議は、障害当事者や支援者のほか、福祉サービス、医療、教育、雇用、公共交通、不動産取引、情報提供等の事業者など、各界の代表者33名で構成されており、これまでに4回の会議が開催された。このほか、課題ごとに、関係者で構成する検討組織を設置し、専門的な協議・検討を行っている。現在の取組課題は以下の13課題である。

表4 「推進会議」の取組課題一覧

番号	課 題 名
1	コミュニケーションに障害のある人に対する情報提供の配慮
2	障害者用駐車スペースの適正な利用
3	病院や飲食店等における身体障害者補助犬の受入れ
4	預金の引出し等を行う際の金融機関の配慮
5	障害の状況に応じた職場での配慮
6	障害のある人が使えるトイレの設置推進
7	障害のある人に対する不動産の賃貸
8	店舗での買い物と移動の介助
9	音響式信号機の音声誘導ルール
10	保育所等における障害児への配慮
11	学校における発達障害、知的障害のある子に対する教育上の配慮
12	サービス提供に当たっての安全確保
13	建物等のバリアフリー化の推進

表5 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」委員名簿

平成22年9月21日現在

	職 名	氏 名	備 考	
当事者・支援者	(福) 愛光専務理事 視覚障害者支援事業部長	高梨 憲司		
	(福) 千葉県聴覚障害者協会理事長	植野 圭哉		
	(福) 千葉県身体障害者福祉協会理事長	神林 保夫		
	千葉県手をつなぐ育成会会長	田上 昌宏		
	(N) ぴあ・さぼ千葉理事長	横山 典子		
	(N) 千葉県精神障害者家族会連合会理事長	寺尾 直宏		
	千葉県自閉症協会会長	大屋 滋		
事業者	(福) 千葉県社会福祉協議会会長	早川 恒雄	福祉サービス	
	(社) 千葉県医師会副会長	土橋 正彦	医療	
	(社) 千葉県歯科医師会会長	浅野 薫之		
	(社) 千葉県看護協会会長	松永 敏子		
	日本放送協会千葉放送局長	米本 信	情報提供	
	(株) 千葉日報社代表取締役社長	赤田 靖英		
	千葉県市長会副会長 (野田市長)	根本 崇	行政サービス	
	千葉県町村会総務委員長 (大網白里町長)	堀内 慶三		
	(社) 千葉県経営者協会会長	綿貫 弘一	商品サービス 労働者の雇用	
	(社) 千葉県経済協議会会長	市野 紀生		
	(社) 千葉県商工会議所連合会会長	千葉 滋胤		
	千葉県商工会連合会会長	末吉 一夫		
	千葉県中小企業団体中央会会長	坂戸 誠一		
	千葉県中小企業家同友会副会長	林 康博		
	千葉県生活衛生同業組合連絡協議会会長	中台 岩男		
	日本労働組合総連合会千葉県連合会会長	黒河 悟		労働者の雇用
	千葉県都市教育長協議会会長 (いすみ市教育委員会教育長)	鈴木 智	教育	
	千葉県町村教育長協議会会長 (鋸南町教育委員会教育長)	小宮 英雄		
	(社) 千葉県バス協会会長	小田 征一	公共交通機関	
	千葉県タクシー協会会長	岩佐 嘉一		
	(社) 千葉県宅地建物取引業協会会長	薬袋 茂幸	建物・不動産取引	
	有識者	千葉県議会議員	石橋 清孝	
		千葉県人権擁護委員連合会会長	渡邊 惇	人権擁護
淑徳大学名誉教授 千葉県障害者施策推進協議会会長		坂巻 熙		
県	千葉県教育委員会教育長	鬼澤 佳弘	事業者 (教育)	
	千葉県健康福祉部長	戸谷 久子		

(2) 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の策定

視覚や聴覚などに障害のある人は、適切な配慮を行わないと、情報を得たり、伝えたりすることが困難となる。

そこで、推進会議では、平成 21 年 2 月、障害当事者を主なメンバーとする研究会を設置し、障害のある人が県からきちんと情報を受け取り、また、県に対し容易に情報発信できるようにするためには、どのような配慮が必要か検討を行った。その検討結果を踏まえ、県では、平成 21 年 12 月に「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を策定した。

このガイドラインは、県庁職員が障害のある人に対し、それぞれの場面(印刷物を作成する、窓口で対応する、会議を開催するなど)に応じ、具体的にどのような



<県職員に対するガイドラインの説明会 H22. 3>

配慮をすべきかを示したものであり、県では、その趣旨の徹底を図るため、本本庁及び出先機関の職員を集めた研修会を平成 22 年 2 月から 2 回開催した。

このガイドラインの趣旨を、県庁だけでなく、県内の市町村や民間にも一層広めていくため、今後ともさまざまな機会をとらえ、PR していくこととしている。

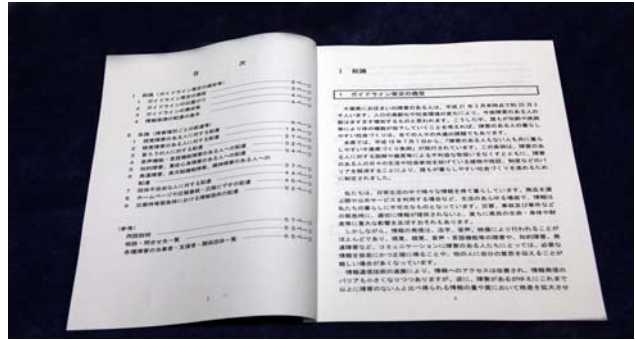


表 6 障害のある人に対する情報保障のためのガイドラインの内容(要点抜粋)

1	印刷物を作成する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者には、重要な文書を、音声化又は点字若しくは拡大文字により提供する。 ・聴覚障害者に配慮し、問合せ先には電話番号のほか F A X、メールアドレスを表記する。 ・知的障害者対象の場合、平易な言葉でルビをふり、絵や図表を使いわかりやすく作成する。
2	ホームページを作成する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・画像には、その意味する内容を説明する文字情報を付ける。 ・PDF ファイルは、アクセシビリティに配慮した形式で作成する。
3	窓口で対応する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり、わかりやすく、丁寧に説明し、大切なことはメモに書いて渡す。 ・聴覚障害者で筆談の必要な人には筆談を行い、口元がはっきり見えるよう話す。
4	会議や講演会を開催する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・県が主催する会議や講演会では、必要に応じ、手話通訳や要約筆記等を配置する。 ・聴覚障害者や視覚障害者に対しては、資料は事前に送付する。

(3) 車いすマークの駐車場の利用マナーの啓発

店舗等において、車いすマークの駐車場を障害のない人が利用し、車いす使用者等が利用できないという事例が多く発生していることから、県では、平成 21 年度から車いすマークの駐車場の利用マナーについて、高等学校、自動車教習所及び大型商業施設での啓発活動を実施している。

① 高等学校等における啓発

県内公立及び私立高等学校、特別支援学校高等部の 3 年生を対象として、啓発のためのちらし 5 万枚及びポスター 300 枚を作成し、平成 22 年 1 月に学校へちらしの配布及びポスターの掲示について協力依頼を行った。

また、平成 22 年 10 月 8 日、県立関宿高等学校で啓発宣伝活動を実施した。



<車いすマークの駐車場の啓発ポスター>

② 自動車教習所における啓発

自動車教習所の教習生を対象として、啓発のためのちらし 3 万枚を作成し、平成 22 年 3 月に指定自動車教習所で配布するとともに、財団法人千葉県指定自動車教習所協会を通じて教習所において配布する各種書類と併せてちらしの配布を依頼した。

③ 大型商業施設における啓発

イトーヨーカ堂 16 店、イオン（ジャスコ）21 店、せんだう 15 店、東急ストア 1 店の合計 53 店で啓発ポスターの掲示を行っていただいた。

また、平成 22 年 3 月 27 日に（株）東急ストア土気あすみが丘店で啓発宣伝活動を実施した。

(4) 身体障害者補助犬に対する理解の推進

推進会議では、「病院や飲食店等における身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の受入れ」を取組課題としている。身体障害者補助犬法第 9 条で「不特定多数の者が利用する施設では補助犬の同伴を拒んではならない」と規定されているが、タクシーやレストラン、一部医療機関では、まだ同伴を拒否されることがある。

そこで県では、補助犬の理解を広げるため、次ページの「ほじょ犬ステッカー」を

市町村、県健康福祉センター、県障害者相談センター、県立病院に送付し、活用を依頼するとともに、平成 21 年 10 月に、千葉県盲導犬ユーザーの会と財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、県職員を対象とした盲導犬の研修会を開催した。さらに、平成 21 年 12 月、市川市の盲導犬ユーザーと市川市医師会の間で、盲導犬の受入れについて意見交換の場を設けた。盲導犬ユーザーからは、「盲導犬は自分の目であるので一緒に診察室に入りたい」という思いが伝えられ、医師からは、「スムーズに受診できるよう、あらかじめ連絡を



<ほじょ犬ステッカー> いただけるとうれしい」という話があり、相互の理解が深まった。

また、県立病院では、がんセンターが補助犬を同伴された方への対応方針をホームページで発表した。

(5) 視覚障害のある人が銀行を利用しやすくするための取組み

視覚障害のある人の中には、自書することが困難な人が多く、銀行窓口で口座開設や振込等の手続きを行おうとしても、書類に自書ができないために、窓口で「どなたかご家族と一緒に来て下さい」などと言われたり、行員による代筆を断られたりすることから、はじめから利用を諦めてしまうことがあった。



<第 2 回検討会の様子 H22.3>

また、現在、各銀行では、視覚障害のある人が一人で利用できるハンドセット付き A T M の設置が進んでいるが、ハンドセット式には振込操作を行う機能がそもそも 備わっていないため、視覚障害のある人は、窓口で振込をせざるを得ない。その場合、振込手数料が A T M で行うよりも割高になってしまうため、視覚障害のある人から改善の要望が出ていた。



<千葉銀行真砂支店での実地確認の様子 H22.3>

そこで、このような課題を解決し、視覚障害のある人が銀行サービスを利用しやすくするためには、どのような配慮が必要かについて、平成 22 年 1 月に、視覚障害当事者と県内に本店のある地元銀行（千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行）が直接話し合う場を設け、実地確認も行い検討していただいた。

その結果、各銀行は、行員が代筆できる書類の範囲や、代筆を行う際の手続き（身体障害者手帳による本人確認や複数の行員の立会による確認作業など）を整理し、視覚障害のある人の利便性の向上を図った。

また、各銀行は、今回の話し合いを踏まえて、視覚障害のある人が窓口で振込を行う際の手数料をATM利用の場合と同額にした。

さらに、「ハンドセット」という受話器により、視覚障害のある人が、預金の引出しや入金等を行うことができるが、視覚障害のある人の多くは、ハンドセットの操作方法を知らないため、ハンドセットの利用が進んでいなかったため、銀行の店舗で行員に申し出れば、ハンドセットの操作方法を丁寧に教えてくれることも確認した。

今回の話し合いは、地元の3銀行が共同歩調をとって障害当事者と直接話し合い、その要望を踏まえた対応をしたことは全国でも例がなく、大変意義深い。

また、今回の話し合いの成果を、他の金融機関に広めていくよう働きかけを行った結果、県内に本店のある信用金庫、信用組合や千葉信漁連のほか、中央労働金庫など、同様の対応を取る機関が出てきた。ゆうちょ銀行でも、平成23年1月4日から、視覚障害者を対象に窓口の送金サービスの利用手数料をATMと同額にするようになった。



<京葉銀行蘇我支店でのハンドセット式ATMの操作練習の様子 H22.3>



<千葉興業銀行研修センターでのハンドセット式ATMの操作練習の様子 H22.2>

（6）障害のある人が使いやすいトイレの設置推進

平成22年6月から7月に、障害のある人が使いやすいトイレにはどんな配慮が必要なのか、どうすれば使いやすいトイレが普及していくのかなど、県のホームページを通じて障害当事者や関係者の方々から広く意見募集を行った。

その結果、車いす使用の方を含む肢体不自由の方々、オストメイトの方々、視覚障害や内部障害のある方やその御家族・支援者など、156人の方から意見が寄せられた。今後はこれを整理して、トイレメーカーやトイレの設置管理者等関係機関に情報提供し、障害のある人が使いやすいトイレの設置を推進していく。

(7) 障害のある人に対する不動産の賃貸拒否の問題解決に向けた検討

住まいは、人が生きていく上で必要不可欠なものであり、居住・移転の自由は憲法で保障された権利である。しかしながら、障害のある人が賃貸住宅を借りる際、障害があることを理由として相手方から賃借を拒否された、あるいは入居後に障害があることがわかり賃貸人から退去するよう言われたなどの契約拒否や立ち退き要求などの相談が寄せられている。

このため、この問題は、推進会議で取り組む課題とされた。そこで、障害のある人が不動産取引をする場面での入居差別等に係る問題を検討し、課題解決のための具体的な取組みについて協議するため、平成 22 年 5 月に、障害当事者、不動産事業者、県関係課職員で構成する検討会を設置し、これまでに 3 回の会議を開催した。

本検討会では、障害のある人の不動産取引の現状、問題点、障害に対する誤解や偏見を解消するための方策、障害のある人が安心して住めるための支援等について意見交換・検討を進めており、22 年度中に検討結果を取りまとめることとしている。



〈第 3 回検討会の様子 H22. 8〉

壮大な目標に向けた第一歩 ～私の願う理想の社会の実現のために～
社会福祉法人愛光専務理事 高梨 憲司

(千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会副委員長)

この世に差別や偏見のない社会が存在するのだろうか。広辞苑によると「差別」とは「正当な理由なく劣ったものとして不当に扱うこと」とある。何が正しく何が誤りであるかは時代と共に変化し、文化や政治体制によっても異なる。「正しきこと」の判断はその時代・その国の多数派の価値基準によって決められていることが多いように思う。

私は「障害」とは「誰もが持ちうる属性の一つ」と考えている。しかしながら一般社会では障害者は少数派である。そのために多数派が築いた社会では様々な場面で生活のし辛さが生じたり、不当な扱いを受けることになる。そうした現象は障害者に留まらず、少数派であれば誰もが多かれ少なかれ感じていることであろう。この多数派の築いた社会環境と少数派の有する属性とのギャップを解消することこそが 21 世紀に生きる私たちに課せられた永遠の課題ではないかと考える。

千葉県におけるいわゆる「障害者条例」の基本理念は、障害者に対する差別の解消をあらゆる差別のない地域社会づくりの出発点とし、「障害のある人もない人も当たり前にいる」という県民文化を醸成することである。言い換えれば「多数派と少数派が全く対等な社会活動を可能とする理想の地域社会づくり」を目指す壮大な計画の第一歩であり、全ての人に共通の価値基準を構築することへの挑戦ともいえる。

条例が施行されて3年余り、その道のりは決して容易なものではなかったと思われる。年に2百数十件の相談が寄せられ、広域専門指導員や地域相談員による数千回の活動が行われてきた。これだけ見ても関係者の努力がうかがわれる。幸い寄せられた相談事例の大半が解決済みで、個別の対応には限界のある課題も明らかになってきている。これらの課題については推進会議による地道な改善の努力が続けられ、一部にはその成果も示されている。

何といっても嬉しいことは千葉県の挑戦が全国の自治体に広がりつつあることだ。既に北海道において条例が制定され、間もなく熊本県においても制定の予定と聞く。国においても国連の「障害のある人の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が検討されている。「国内法が整備されれば条例は必要なくなる」という人もあるが、私は決してそうは思わない。千葉県の推進会議の取り組みに見られる「人々の意識を変えるための活動」は条例だからこそできることであり、その役割は益々重要になることだろう。

「障害のある人もない人も当たり前にいる」という県民文化は容易に醸成できるはずもない。何しろ千葉県のような保守性の強い地域では前人未到の挑戦なのだから。今こそ障害者はこの挑戦に力を貸さねばならない。同じ県民の一人として自らの経験を誰もが望む地域づくりのために貢献することを惜しんではならない。ゴールはないのかもしれない。けれども努力すればゴールに近づくことは間違いない。私たちの挑戦はまだ一步を踏み出したばかりなのだから。

5 障害のある人へのやさしい取組みの応援

障害のある人へのやさしい取組みを広く紹介し、これを普及していくことにより、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すことを目的として、平成21年12月11日から平成22年3月31日までの間、取組事例を募集したところ、136件の応募があった。

この中から、優れた取組みを選考するため、7月に選考委員会を開催し、優れた取組みとして13件を選考した。このうち特に優れた取組みとして認定されたNPO法人いちかわ市民文化ネットワークの「チャレンジド・ミュージカル」については、知事が、平成22年9月17日に直接訪問して激励及び認定書の授与を行った。その他の12件については、平成22年9月27日千葉県庁において、健康福祉部長から認定書の授与を行った。

また、応募のあった全件について、今後、県ホームページ等で広く紹介していく予定である。



〈激励に訪れた森田知事と記念撮影〉



〈ワークショップでの一コマ〉

表7 優れた取組みに選考された取組み一覧

No.	活動名	団体名・事業者名	概要
1	チャレンジド・ミュージカル	NPO法人いちかわ市民文化ネットワーク	障害のある人もない人も、子供も大人も、一緒に楽しむオリジナルのミュージカル公演を開催している。
2	大学生によるボランティア活動	城西国際大学ボランティア活動団体スターダスト・キッズ	手話、精神など7チームに分かれて、地域の団体・施設の活動にボランティアとして協力している。
3	車椅子レクダンスの普及	NPO法人車椅子レクダンス普及会（東総支部、船橋支部、松戸支部）	身体障害者と健常者がペアを組み、音楽に合わせて簡単なダンスを楽しむ「車椅子レクダンス」の普及活動を行っている。

No.	活動名	団体名・事業者名	概要
4	杉浦学校	杉浦孝雄氏	卓球サークルを主催し、卓球を通じた健常者や中学生との交流会を行っている。その他にグラウンドゴルフや旅行などの活動も行っている。
5	障害者と大家・商店会・近隣住民との橋渡し	アサヒ不動産株式会社（代表取締役鈴木圭一氏）	障害のある人の部屋探しのため、大家さんを説得し、物件を斡旋している。また、商店会の副会長として、障害のある人に会費の集金、回覧物の配布、ゴミ拾いを手伝ってもらい、地域との共生を目指している。
6	障害者が安心して飲める居酒屋	NPO法人ぽぴあ家族亭	知的障害のある人がよく利用している定食屋・居酒屋
7	知的障害者と健常者による演劇公演	劇団人の森ケチャップ及びNPO法人びわのき基金	知的障害のある人とその兄弟姉妹が劇団員と一緒にオリジナルの音楽劇の公演を行う。
8	ローリングバレーボール	九十九（つくも）ファミリー	重度の障害者から健常者までが混ざってローリングバレーボールを楽しむ。
9	特別支援学校生徒の作品の販売代行	ファミリーマート長生一松海岸店	店舗内に長生特別支援学校の生徒の作業作品を展示するコーナーを設けて、無償で販売の代行を行っている。
10	グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフ水曜会	地域の自治会と知的障害者が一緒にグラウンドゴルフを楽しむ。
11	視覚障害ゴルフ	千葉県視覚障害ゴルフアーズ協会	視覚障害のある人が、パートナー（競技補助者）の協力のもと、ゴルフを楽しむ。
12	キャンプを通じた交流活動	NPO法人しゃり	障害のある子供と地域の子供と一緒にキャンプを行う。 高校生・大学生がボランティアで引率し、同年代だけではない交流を図る。
13	障害者用出前トイレの無償設置支援	黒崎建設有限会社（代表取締役社長黒崎光芳氏）	障害者の参加する行事が開催されるときに、自ら設計、製作した障害者用トイレをトラックで運搬、設置している。

6 施策提案型事業

県では、平成19年度と20年度に、県民の皆様から、障害のある人に対する理解を広げるための施策提案を募集し実施した。2か年度合計で37事業の応募があり、施策効果が高いと判断された10事業を採択した。

実施した事業については、その成果を県民が活用できるよう、県庁ホームページに掲載しているほか、地域の研修会で配布するなど、広く県民に発信しているところである。

【平成19年度に実施した施策提案型事業】

番号	事業者名	事業内容
1	(社)市川市医師会	医療関係者が障害に対する正しい知識と理解を深め、適切な配慮を行えるよう、小冊子を作成し、医療機関に配布した。
2	(株)千葉薬品(ヤックススーパーマーケット)	知的障害を持ったお客様がスムーズに買い物ができるように、接客及び売場等を改善し、接客ガイドブックを作成した。
3	(社)千葉県歯科医師会	障害者が円滑に歯科受診できるように、歯科医療関係者に対する講演会の開催、障害者を受け入れる一次歯科医療機関リストの整備・公開、障害者と家族に対する上手な歯科受診の手引きの作成・配布を行った。
4	バリアフリーまつど市民会議	バリア・バリアフリー体験教室&やってみようまち探検実践推進事業として、心のバリアフリーを醸成するため、誰もがバリアフリーマップを作成できるバリアフリー点検マニュアルを作成し、ノウハウを普及した。
5	市川手をつなぐ親の会	自閉症や知的障害のある人たちが安心して医療機関にかかれるよう、医療セミナーを開催し、また、医療関係者向けにリーフレットを作成・配布した。



〈番号1 市川市医師会が作成した小冊子〉



〈番号2 (株)千葉薬品モデル店舗での実践買い物をする障害のある方〉



〈番号3 千葉県歯科医師会が作成したパンフレット
「障害のある方の上手な歯科受診の手引き」〉

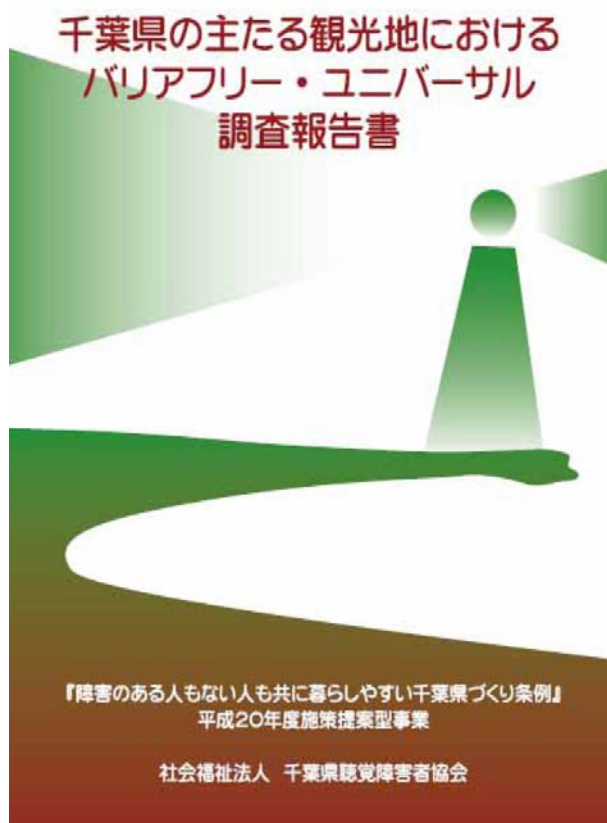


〈番号5 市川手をつなぐ親の会が作成したパンフレット「障害のある人と医療機関とのよりよい関係を求めて」の中に記載されているコミュニケーションボード〉

【平成20年度に実施した施策提案型事業】

番号	事業者名	事業内容
1	(NPO) ちばMDエコネット	発達につまずきのある子や障害のある子の学校生活支援の取組みと条例の考え方等について県民に啓発するためのフォーラムを開催した。
2	(NPO) コミュニティワークス	精神障害者が落ち着ける場所、活動できる居場所、相談できる機関や、近隣の障害者施設、障害のある人が不自由なく利用できる店舗、施設等の情報を掲載したホームページを作成した。
3	(NPO) 千葉県精神障害者家族会連合会	精神障害についての理解を広げ、誤解や偏見をなくすため、精神科医療関係者の講演、精神障害者の体験発表等を内容とする市民向け啓発講演会を県内5箇所で開催した。
4	(福) 千葉県聴覚障害者協会	障害者なども楽しめるようなユニバーサル的な観光地のあり方とは何かを、様々な障害当事者の声を集めて調査研究し、改善点を明らかにして提言を行った。

番号	事業者名	事業内容
5	(有) イー・エイド (やちよ補聴器)	難聴者の日常のコミュニケーションの問題について、難聴者に関わる聞こえる人への啓発を目的として、コミュニケーションカードや事業所向けのチラシやポスターの作成・配布を行った。



〈番号4 千葉県聴覚障害者協会が作成した冊子〉 〈番号5 (有) イー・エイドが作成した事業者向けポスター〉



少し勇気を出して里山に登ってみる・・・

千葉県医師会副会長 土橋正彦

少し勇気を出して小高い里山に登ってみると、思いもよらず、そこから見えるとうとうと流れる川に心を奪われることがあります。市川市医師会と手をつなぐ親の会と一緒に活動し、自閉症や知的障害のある人の医療セミナーを始めてから8年になりますが、今思うと、その里山に登ったときと同じような感動を覚えます。医師会が障害者の団体と一緒に事業を進めることは、今までにはないことで、私たち医師にとっては正直少し勇気が必要なことでした。

しかし、その活動を進めるなかで、私たち医師が、障害のある人の生活に関して正しい知識を持っていないことが解りました。そして、このことが医療の現場で多くの問題を生じている根源であると思うようになりました。無知が誤解を生み、さらに誤解が偏見を生みます。医療を志したものが、その言動において患者さんや障害のある人、その家族の心に傷をつけたとすれば、それは無知による結果であり、医療者の本意ではないと信じます。医師会の有志と共に障害のある人の入所や通所の施設を訪問し、自閉症や発達障害のある人、重症心身障害児者の皆さんの様々な生活場面に接し、また職員の皆さんの明るく献身的な姿を見て感動を覚えました。しかし一方で、なぜ今頃になって医師である私たちがこのような場面に感動しているのか、疑問に思いました。医師にとって障害のある人との係わりは、もっと日常的なことであるべきだとの思いとともに、医療と福祉の距離を感じざるを得ませんでした。

千葉県の障害者条例は、平成18年10月11日に県議会において可決成立しました。私は初めて千葉県議会を傍聴し、歴史的な感動を多くの仲間と共に分かち合いましたが、医療機関で日常診療に追われている毎日から、少し勇気を出して里山に登り、今まで知らなかった川の流れを見ることができた喜びを感じました。

7 啓発活動

千葉県では、この条例について広く県民の方々に知っていただくために、啓発用リーフレットや周知用ポスター・ちらしを作成・配布するほか、県ホームページ、県民だより、テレビ、ラジオ等のメディアを活用するなどして、広報を行ってきた。

また、条例に関係する方々への周知を図るため、商工団体や交通機関をはじめ福祉、医療、教育等この条例に関係する多くの団体等に対して、これまで延べ740回を超え

る説明を行うとともに、それらの団体等が発行する会報誌等へ条例の内容を掲載していただいた。

**障害のある人もない人も
共に暮らしやすい
千葉県づくり条例**

このマークは
目が不自由な人などが
使う音声コードです。

■ この条例は…
現在、千葉県には、約24万3千人の方が、身体的な、知的な、あるいは精神的な障害を抱えています。(注)
障害のある方の数は、平成9年には、約15万5千人でしたが、最近の10年間で約1.6倍に増加しています。今後、人口の高齢化や、社会環境の変化等により、更に、障害のある方の数は増加していくものと思われます。
私たちは、時に住みやすさや体で不自由になると、日頃、気にも留めなかったちょっとした段差が、大きなバリアと感じられることがあります。また、段差が、加齢により、体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある方にとって暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の課題でもあります。
『障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例』は、行政や事業者、団体、個人など、様々な立場の障害が力を合わせ、障害のある方に対する誤解や偏見による不利な取り扱いをなくすとともに障害のある方の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障害(バリア)を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。
(注) 障害者は、身体障害、知的障害については、手帳所持者数、精神障害については、在院患者数と、施設利用者数から算出されています。
拠点は、平成20年3月末現在(ただし、在院患者数は平成19年6月末現在)

千葉県
平成19年7月1日施行

啓発用リーフレット

しょうがい りゆう さべつ
**障害を理由に差別をされたり、
つらい思いをしたら
相談してください。**

ちばけんわらう
相談無料
秘密は守ります

専門の相談員があなたのご相談に応じます。

安房圏域相談専用電話
0470-23-6900
(安房健康福祉センター内)
FAX 043-222-4133 (県庁障害福祉課)

しょうがい りゆう さべつ
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

千葉県

周知用ポスター・ちらし

誰もが暮らしやすい
千葉県づくり条例の誕生

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を創るために 千葉県づくり条例の誕生」

県民だより 平成18年11月号(2面)

県民だより 平成18年11月号(2面)

誰もが暮らしやすい
千葉県を自指して
障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を創るために 千葉県づくり条例の誕生

県民だより 平成19年7月号(2面)

県民だより 平成19年7月号(2面)

(参考) 今までの啓発活動

○県ホームページ

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり」

○啓発用リーフレットの作成・配付

A4 サイズ 6枚相当 30万部配付 点字版 2,100部配布

○回覧板用

相談窓口案内ちらしの作成 125,700部配付

○周知用ポスター・ちらしの作成

ポスター (A2版) 4,800部配付 ちらし (A4版) 80,000部配付

○障害者手帳交付時に相談窓口案内資料を添付

○本の発行

「障害者条例を必要としているあなたへ」

平成21年3月5日 (株)ぎょうせいから発行

○県民だより

平成18年11月号 (1,2面)

平成19年3月号 (3面)

平成19年7月号 (1,2面)

平成20年7月号 (1,2面)

○各市町村広報誌への掲載

○千葉テレビ 千葉県広報番組「ウィークリー千葉県」

平成18年12月23日放送

平成19年6月30日放送

平成20年7月12日放送

○千葉テレビ番組DVDの作成・配付

千葉テレビ番組 (平成19年6月30日放送) のDVDを各関係団体へ貸し出し

○テレビ・ラジオ放送等

NHKラジオ第2放送 「視覚障害者のみなさんへ」 平成18年10月22日放送

NHKラジオ第2放送 「ともに生きる」 平成18年11月5日放送

CS障害者放送統一機構 「目で聴くテレビ」 平成18年11月14日放送

NHKラジオ第2放送 「視覚障害者のみなさんへ」 平成19年6月24日放送

NHK教育テレビ 「福祉ネットワーク」 平成19年11月21日放送

NHK教育テレビ 「ETVワイド ともに生きる」 平成19年12月1日放送

NHK教育テレビ 「福祉ネットワーク」 平成20年2月20日放送

○第10回全国障害者スポーツ大会 (ゆめ半島千葉大会) ふれあい広場への出展

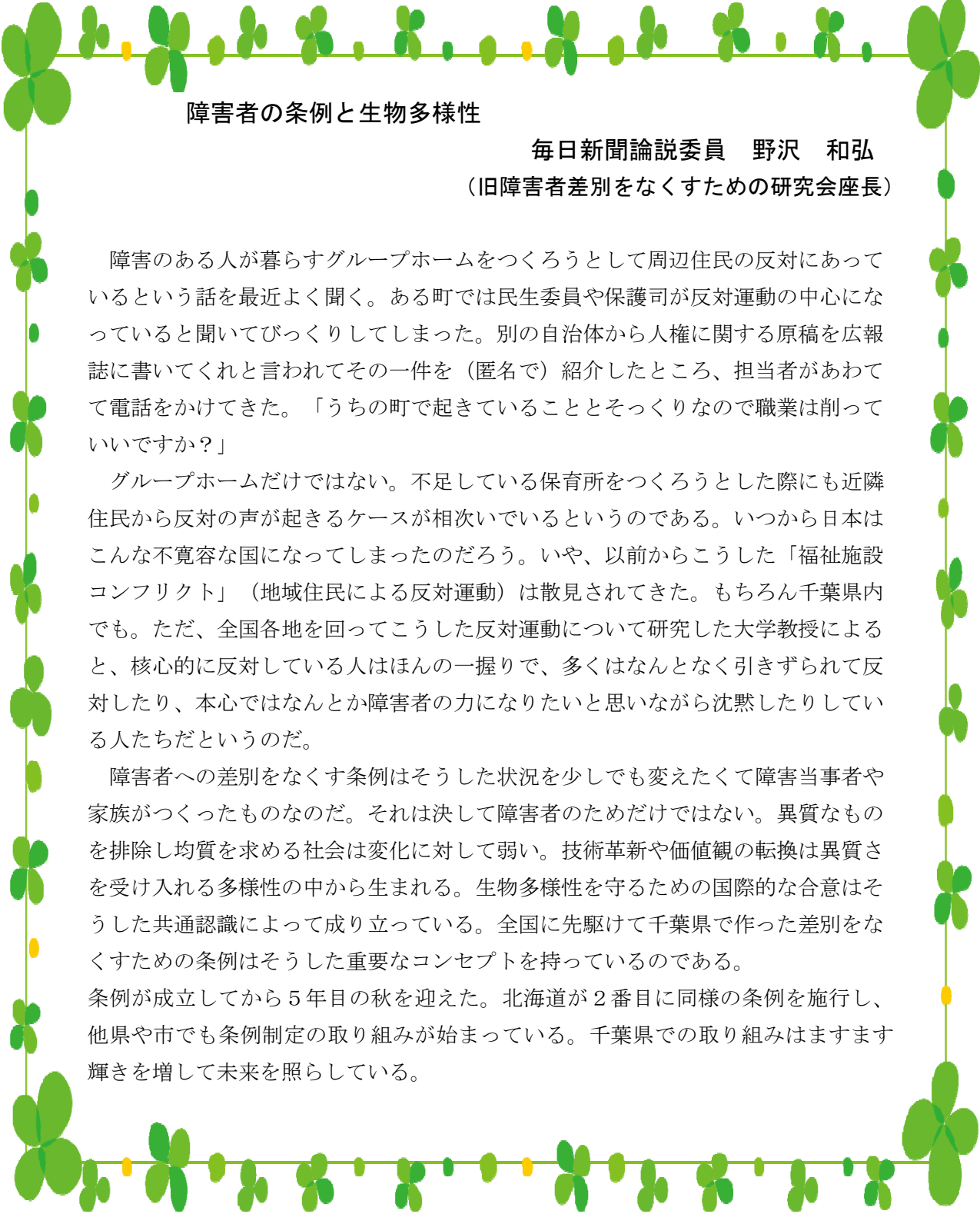
平成22年10月23日から25日まで、幕張メッセ展示ホールにて、「千葉県障害者条例PRコーナー」のブースを設け、条例及び条例に基づく取組みを紹介する資料の展示・配布を行った。



○会報誌・雑誌

各種団体の会報誌や雑誌に条例の内容を掲載していただいた。

掲 載 誌 名 等	掲 載 時 期
日本障害者協議会 「すべての人の社会」	平成 18 年 11 月 15 日
分権型政策制度研究センター 「NEWSLETTERS」	平成 18 年 11 月
全国社会福祉協議会 「月刊福祉」	平成 19 年 1 月号
千葉県精神障害者家族連合会 「ちばかれんニュース」	平成 18 年 12 月発行 (45 号)
「月刊ガバナンス」	平成 18 年 12 月号
公職研 月刊「地方自治職員研修」	平成 19 年 3 月号
千葉県経済協議会 「展望ちば」	平成 19 年 6 月号
全千葉県私立幼稚園連合会 「全千私幼」	会報第 56 号 (平成 19 年 7 月 31 日発行)
千葉県宅地建物取引業協会 「宅建ちば」	平成 19 年夏号(7 月 31 日発行)
千葉県宅地建物取引業協会 千葉支部 「鳩笛」	平成 19 年夏号 (8 月発行)
(財)人権教育啓発推進センター 「アイユ」	平成 19 年 9 月号
医歯薬出版(株) 「月刊総合ケア」	平成 19 年 10 月号
(社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 「脊損ちば」	第 87 号 (平成 19 年 11 月発行)
(財)日本障害者リハビリテーション協会 「ノーマライゼーション」	平成 20 年 1 月発行
千葉商工会議所「夢シティちば」	平成 20 年 2 月号(2 月 10 日発行)
第一法規(株)「地域保健福祉政策実践事例集」	平成 20 年 4 月掲載
第一法規(株)「自治体 NAVI」	Vol. 29(平成 21 年 6 月 25 日発行)
福祉新聞	平成 22 年 3 月 15 日、22 日発行
(株)ぎょうせい「自治体法務研究 22 号」	平成 22 年 8 月 25 日発行



障害者の条例と生物多様性

毎日新聞論説委員 野沢 和弘

(旧障害者差別をなくすための研究会座長)

障害のある人が暮らすグループホームをつくろうとして周辺住民の反対にあっているという話を最近よく聞く。ある町では民生委員や保護司が反対運動の中心になっていると聞いてびっくりしてしまった。別の自治体から人権に関する原稿を広報誌に書いてくれと言われてその一件を(匿名で)紹介したところ、担当者があわてて電話をかけてきた。「うちの町で起きていることとそっくりなので職業は削っていいですか？」

グループホームだけではない。不足している保育所をつくろうとした際にも近隣住民から反対の声が起きるケースが相次いでいるというのである。いつから日本はこんな不寛容な国になってしまったのだろうか。いや、以前からこうした「福祉施設コンフリクト」(地域住民による反対運動)は散見されてきた。もちろん千葉県内でも。ただ、全国各地を回ってこうした反対運動について研究した大学教授によると、核心的に反対している人はほんの一握りで、多くはなんとなく引きずられて反対したり、本心ではなんとか障害者の力になりたいと思いつつ沈黙したりしている人たちだというのだ。

障害者への差別をなくす条例はそうした状況を少しでも変えたくて障害当事者や家族がつくったものなのだ。それは決して障害者のためだけではない。異質なものを排除し均質を求める社会は変化に対して弱い。技術革新や価値観の転換は異質さを受け入れる多様性の中から生まれる。生物多様性を守るための国際的な合意はそうした共通認識によって成り立っている。全国に先駆けて千葉県で作った差別をなくすための条例はそうした重要なコンセプトを持っているのである。

条例が成立してから5年目の秋を迎えた。北海道が2番目に同様の条例を施行し、他県や市でも条例制定の取り組みが始まっている。千葉県での取り組みはますます輝きを増して未来を照らしている。

8 千葉県から全国へ

(1) 自治体の動き

千葉県での条例制定を契機として、全国各地の自治体で「障害者差別をなくす条例」の制定を目指した動きが活発になっている。

北海道では、議員提案により、平成 21 年 3 月に、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」が成立し、平成 22 年 4 月から全面施行された。「障がい者が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方の下、施策の柱として①障がい者の暮らしやすい地域づくりを推進すること、②働く障がい者を応援する取組を推進すること、③障がいを理由とした虐待や差別をなくし、権利擁護を推進することの 3 つを掲げている。

熊本県は、平成 23 年 2 月議会に「障がい者への差別をなくす条例案」（仮称）を提案する考えを明らかにし、さいたま市も、平成 22 年度中に「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例」（仮称）の制定を目指して検討を進めている。

また、愛知県では、平成 21 年 10 月、民主党愛知県議員団が「障害のある人もない人も共に暮らす愛知県条例（仮称）要綱案」を他会派に提案し、検討が進められている。

さらに、岩手県では平成 20 年 7 月、三重県では平成 20 年 10 月に、それぞれ県議会で条例制定を求める請願が可決され、岩手県議会では、各会派の代表者による「（仮称）障がい者差別の撤廃に関する条例研究会」が設置され検討が進められている。

このほか、沖縄県でも民間団体が障害者権利条例の制定に向けて活動を行っている。

(2) 国の動き

平成 18 年 12 月に国連で障害者権利条約が採択され、20 年 5 月に発効したが、国は、条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、21 年 12 月、内閣に障がい者制度改革推進本部を設置し、その下に障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、「障がい者制度改革推進会議」を設置した。

平成 22 年 6 月 29 日、障害者制度改革の推進のための基本的な方向が閣議決定された。障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることを基本に、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定等を目指すこととしている。

これらは、「障がい者制度改革推進会議」が平成 22 年 6 月 7 日にまとめた制度改革のための基本的な方向（第一次意見）に沿って検討を行うこととした。

障害者基本法の改正は 23 年に法案提出、差別禁止法の制定は 25 年に法案提出を目指すとともに、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定は 24 年に法案提出、25 年 8 月までの施行を目指すこととした。

9 今後の課題

(1) 地域における相談支援体制の充実

条例の相談活動は、各地域での活動が中心となることから、広域専門指導員と地域相談員が連携して活動に当たることはもちろん、市町村、健康福祉センター、児童相談所、民間相談支援事業所、医療機関等、他の支援機関との連携を図り、地域における相談支援体制を充実させ、障害のある人の権利を守り生活を支援していくことが求められている。

(2) 「推進会議」による取組みの実践

「推進会議」で取り組むこととされた13の課題のうち、まだ具体的な成果を挙げている課題があるので、これらについても取組みを実践するとともに、さらに新たな課題にも積極的に取り組み、成果を挙げる必要がある。

(3) 継続的な条例の周知活動

前述したとおり、従来から様々な方法で条例を広報してきたが、それでもまだ条例のことを知らない人々も多い。今後ともあらゆる機会を活用して継続的に条例の周知活動を行う必要があり、併せて効果的な広報を行うことを検討しなければならない。

(4) 障害のある人への理解を広げる活動の推進

障害のある人に対する理解を広げていくためには、問題が発生してから始まる相談活動だけでは不十分であり、日ごろから障害のある人についての正しい知識を伝え、誤解や偏見をなくしていかなければならない。

そのためには、車いす、アイマスク・白杖等を使ったバリア体験や障害のある人とない人の交流機会を拡大するなど、障害のある人への理解を広げる活動を、地域や学校教育の場で推進していくことが重要である。

お わ り に

条例施行後 3 年が経過したことを機に、これまでの条例による取組成果をまとめました。

条例が平成 19 年 7 月 1 日に施行されてからは、条例の運用に当たる職員や相談員は、障害のある人などから日々寄せられる相談に対し、彼らの思いを傾聴し、問題の解決に向けて真摯に取り組んできました。前例のない取組みであることから、当初は予想できなかった事態にも再三遭遇することになりましたが、そのたびに職員や相談員は知恵を出し合い、ときには市町村や他の支援機関等とも連携し、問題の解決に導いてきました。まさに、条例に関わるすべての人が必死に駆け抜けた 1 0 0 0 日でした。

条例ができて、障害のある人からは、「障害があることによる不自由さや暮らしにくさを周囲の人たちに伝えやすくなった」という声を多く聞きます。「今までは、つらいことを誰にも相談できず、じっと一人で耐えてきたが、相談員と一緒に考えて行動してくれたのでよかった」という人も多くいます。さらに、今までは、障害のある人のことをあまり考えたことのなかったという人たちの中で、障害のある人の不自由さ、暮らしにくさについて考える人が増えてきているように思われます。

千葉県の条例は、「障害があっても差別を受けずに自分らしく地域で暮らしたい」という当事者の思いから発想され、当事者や家族が条例づくりに参加し、2年半にわたる議論を経て成立した住民自治の結晶です。それだけに、この条例は、県民の暮らしの中で活かされてこそ真価を発揮し、地域に根付いていくのでしょうか。

まだまだ、障害のある人にとって、解決していかなければならない課題はたくさんありますが、その一方で、障害のある人への理解を広げる取組みや、障害のある人にやさしい取組みが少しずつ広がっています。県は、こうした取組みを今後とも応援していきます。

一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う社会の実現、それは県民一人ひとりの意識と努力にかかっています。県民みんなで力を合わせて、頑張っていきましょう。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日条例第五十二号

改正 平成十九年一月二日条例第七八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止等（第八条—第十一条）

第二節 地域相談員等（第十二条—第十九条）

第三節 解決のための手続（第二十条—第二十八条）

第三章 推進会議（第二十九条・第三十条）

第四章 理解を広げるための施策（第三十一条・第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条—第三十六条）

附則

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

- 2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置（以下「合理的な配慮に基づく措置」という。）を行わないことをいう。
- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
- ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。
- 三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- 四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
- ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。
- 五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
- イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。
- ロ 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は

必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第一条に規定する学校をいう。）を決定すること。

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

八 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

3 この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

一 障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害のある人を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

四 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

五 障害のある人の財産を不当に処分することその他当該障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。

（基本理念）

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第二章 差別の事案の解決

第一節 差別の禁止等

(差別の禁止)

第八条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

(虐待の禁止)

第九条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第十条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス又は同条第十七項に規定する相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)に従事する者(以下「障害福祉サービス等従事者」という。)は、障害福祉サービス等を利用する障害のある人について、他の障害福祉サービス等従事者が障害のある人に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

2 障害福祉サービス等従事者は、前項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(通報を受けた場合の措置)

第十一条 県が前条第一項の規定による通報を受けたときは、知事は、障害福祉サービス等の事業の適正な運営を確保することにより、当該通報に係る障害のある人に対する虐待の防止及び当該障害のある人の保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第二節 地域相談員等

(身体障害者相談員)

第十二条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十二条の三第二項に規定する身体障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、差別に該当する事案（以下「対象事案」という。）に関する相談に係る業務を行うものとする。

(知的障害者相談員)

第十三条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二第二項に規定する知的障害者相談員は、同条第一項に規定する業務の一部として、対象事案に関する相談に係る業務を行うものとする。

(その他の相談員)

第十四条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第三十条第一項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、対象事案に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

(業務遂行の原則)

第十五条 前三条に規定する業務を行う相談員（以下「地域相談員」という。）は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

(広域専門指導員)

第十六条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第十七条第四項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第二十二條第二項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第十七条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(協力)

第十八条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(職務遂行の原則)

第十九条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三節 解決のための手続

(相談)

第二十条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援（民事上の事件に限る。）の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思われる事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

(助言及びあっせんの申立て)

第二十一条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

- 一 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
- 二 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から三年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。
- 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

(事実の調査)

第二十二條 知事は、前條第一項又は第二項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 知事は、前條第一項又は第二項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
- 3 関係行政機関の長は、第一項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持（以下「公共の安全と秩序の維持」という。）に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、第一項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

(助言及びあつせん)

第二十三條 知事は、第二十一條第一項又は第二項に規定する申立てがあつたときは、調整委員会に対し、助言又はあつせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。

- 2 調整委員会は、前項の助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあつせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出（以下「説明等」という。）を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
- 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

(勧告等)

第二十四條 調整委員会は、前條第一項に規定する助言又はあつせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

- 2 知事は、前項の求めがあつた場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
- 3 知事は、正当な理由なく第二十二條第一項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

4 知事は、関係行政機関に対し第二項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

(意見の聴取)

第二十五条 知事は、前条第二項又は第三項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(訴訟の援助)

第二十六条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項の和解及び労働審判法（平成十六年法律第四十五号）による労働審判手続を含む。以下同じ。）が第二十三条第一項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

(貸付金の返還等)

第二十七条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

(秘密の保持)

第二十八条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第三章 推進会議

(設置)

第二十九条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第一項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(分野別会議)

第三十条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野

四 教育の分野

五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

- 2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。
 - 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関する事。
 - 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関する事。
 - 三 前号に規定する取組の実施の状況に関する事。
 - 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関する事。
- 3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

第四章 理解を広げるための施策

(表彰)

- 第三十一条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。
 - 2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、調整委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 地域相談員及び広域専門指導員は、第一項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。
 - 4 知事は、第一項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

(情報の提供等)

- 第三十二条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

第五章 雑則

(条例の運用上の配慮)

- 第三十三条 この条例の運用に当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

(関係行政機関の措置)

- 第三十四条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

- 第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第三十六条 第十九条第二項又は第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年七月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、同年一月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手段等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第二中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第十四条第二項、第十六条第二項及び第三十一条第二項の規定による意見を具申し、同条例第二十三条第一項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第二十四条第一項の規定による勧告について建議し、同条例第二十六条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項（同条例の解釈指針の策定を含む。）を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	--

別表第三中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	二十人以内	二年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

(準備行為)

- 4 第十四条第二項及び第十六条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手段その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十九年十二月二十一日条例第七十八号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

『駆け抜けた1000日 障害者条例3年の軌跡』

平成22年11月 千葉県健康福祉部障害福祉課発行

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2935 FAX 043-222-4133